

教育事務所だより

令和6年12月10日発

新たな力 人材確保の取組

調整監 村本 有史

9月に吉賀町立六日市小学校で実施された IPU 環太平洋大学2年生の「表現運動の特別授業を中心とした教育実習」の視察をしました。これは、IPU 環太平洋大学と島根県教育委員会が連携協力し、教員の養成や教育の充実、発展を目的とした取組の一つです。松江管内では、出雲郷小学校でも実施されました。

私が見たのは5日間のプログラムの4日目で、5、6年生の体育「ダンス」の授業でした。環太平洋大学の教員がT₁となり、学生が補佐役として、自分の担当するグループの児童の様子を見ながら、T₁の教員と阿吽の呼吸で連携しながらダンスを教えています。上手くいかない児童がいれば励ましながら、繰り返し練習をいっしょに行います。そして、児童と共に汗をかきノリノリのダンスをしながら、大きな声を出して全体の雰囲気盛り上げていました。学生の表情からは、この関係性の中で今この瞬間瞬間に子どもたちに教える喜びと充実感を味わっているであろうということが伝わってきました。やはり学校にはそれだけの魅力があります。六日市小学校の児童の生き生きとした楽しく学ぶ姿はもちろんのこと、学生たちの姿にもワクワクしました。

しかし、いざ職業として学校の教員を考えると志望する学生が増えてきません。今までの働き方やイメージがマイナスに作用していることは明らかです。これを変えていくキーワードは、月並みではありますが『ワーク・ライフ・バランス』です。今学校で働いている私たちが、「仕事と私生活の両方を充実させること」にあります。決して一方を犠牲にしてというわけではなく、両方を充実させることで好循環の『ワーク・ライフ・バランス』となります。この充実した姿を見た児童生徒の中から将来教員を目指そうとする人材が増えてくるのではと考えます。

学びつなげる場をつくっています

社会教育スタッフ 社会教育主事(兼)調整監 橋津 健一

年末になり、その年を振り返る記事を見かけるようになりました。政治、経済、スポーツといった各分野の出来事がいろいろと思い出されます。これに倣い、社会教育に関わって印象に残ったことを、私なりに振り返ってみました。

1つ目は「参加型学習で新たな学び」です。「ピラミッドチャート」といわれる手法に初挑戦しました。この手法は、考えを整理しながら絞り込んでいくのに役立つとされています。この度ある研修会で取り入れ、その成果を実感することができました。今後機会があれば積極的に活用していきたいです。この手法以外にも未体験の手法が多数あります。参加型学習の一層の充実に向け、学びを深めていきたいと思いました。

2つ目は「研修の意義を再認識」です。「研修は大事。」これは、ある研修会の振り返りで、参加された方が言われた言葉です。学ぶ機会の重要性を私に熱く語ってくださいました。このことを発信し、集う仲間を増やしたいとも言ってくださいました。とても嬉しく心強く感じました。研修は知識だけでなく想いも伝達する場でなければならないと思っています。こういった方が一人でも増えるような研修会の企画運営に一層注力したいと思いました。

3つ目は「学びつなげる場づくり」です。特に心に残っているのは、8月に主催した研修会です。ここでは、ある大学生の実践から、連携・協働の在り方について学び、それぞれの立場で実践してみたいことについて考えました。大学生、社会教育士、社会教育主事、社会教育に関心のある教員らが一堂に会し語り合えた有意義な時間となりました。社会教育関係者のネットワークができたとともに、これからの社会教育人材の発掘にも期待が膨らみました。

しまねの社会教育では「未来に対して主体性をもって生きる人づくり」を推進しており、そこで重視しているのが“学びの場づくり”と“つながりづくり”です。参加者が主体的に関わりながら学びや気づきを深め、つながりが深まる場づくりを、社会教育スタッフ一丸となって進めているところです。本質的なものを見失うことなく、新しく変化を重ねていく姿勢も持ちながら、これからも取組を進めていきます。

学校訪問から学ぶこと

松江市派遣指導主事 丹羽 隆

昨年度から、主に初任研やフォローアップ研を中心に、松江市内の若年層の先生方と授業改善について学ぶ機会を多く頂き、とても嬉しく思っています。

とりわけ、授業者を支える各学校の研究推進体制には、感銘を受けています。文部科学省が標榜する「令和の日本型学校教育」の要諦である「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」については、皆様ご承知の通りです。それを授業として具現化するため、各校が工夫し教職員集団として「個別最適な学びと協働的な学び」を実践されている点が素晴らしいと感じます。「子どもを誰一人取り残さない」授業を創るためには、教職員集団個々の学びと協働が不可欠です。

例えば、タブレット等の ICT 機器をひとつの「文房具」としてとらえ、授業のねらいを達成するためにどう活用したらよいか、授業者と共に真剣に検討し授業実践に挑まれる姿には頭が下がります。

授業後の研究協議においても、先生方個々の考えがどんどん出され、共有され、授業改善に向けて「具体的で本質的」な手立てが検討される点が素敵です。その姿そのものが、子どもたちの良き「学習モデル」となっているとさえ感じます。

ところで「しまねの学力育成プロジェクト事業」は集大成の3年目を迎えました。本原稿を記述している時点では、二学期公開授業の検討中ですが、松江市が目指している「表現力を高める」ための効果的な学力育成モデルを探るべく、湖南中学校と乃木小学校の研究が推進されています。

松江市教育委員会は、2校の貴重な授業実践を松江市内各校に横展開しつつ、松江市の学力育成を前に進め、ICT 機器等を適切に活用して「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」を図っていきたいと考えています。

安来市の学力向上に関わる取組について

安来市派遣指導主事 大櫃 真由美

安来市では今年度、「子どもと共に創る授業 — 教師主導の『教えたい』を、子ども主体の『学びたい』への転換を図る—」として、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた研修会を開催しましたので紹介します。

『小・中連携を踏まえた言語活動を通して指導することの具体』 — 安来市外国語授業力向上研修会 —

5月24日、関西外国語大学教授の直山木綿子先生を講師に迎え、研修会を開催しました。参加者は、始めに、直山先生による安来市立第一中学校 1 年生への師範授業を参観し、その後、直山先生による講義を聴講しました。学習指導要領における外国語の小・中学校の目標では、言語活動を通して外国語教育における資質・能力を身に付けることが求められています。言語活動については「実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う活動」とあります。師範授業では、直山先生の意図された発問や展開により、小学校で学んだ英語を活用しながら、生き生きと自分の言葉で英語を話す中学 1 年生の姿が見られました。「言語活動を通して」指導することの具体について、実際の授業を基に学ぶ貴重な機会となりました。

『一人ひとりの学力向上のための指導と評価』 — やすぎの学力育成プロジェクト教育講演会 —

8月29日、奈良教育大学教授の近藤裕先生を講師に迎え、教育講演会を開催しました。算数科の授業における授業の目標や評価規準、学習状況を見取るための判断基準(A 基準、B 基準)について、実際の授業の様子を交えてお話いただきました。また、授業展開について、初めの学習問題は「考えを見出す」または「考えに出会う」問題であり、その後の適用題では、その考えを「活用する」問題として自分事として取り組むことの重要性について言及されました。また、適用題では学習状況を見取り、指導の個別化や学習の個性化を進めていくことが示され、指導と評価の在り方について示唆をいただきました。



“つながる”不登校支援の取組について ～学校と連携して～

松江市派遣指導主事 名目良 美穂

松江市は、年々増加している不登校児童生徒や保護者と“つながる”ことを意識した取組を実施しました。

オンライン学習支援『ボタンねっと』

登校等が難しい小学5年から中学3年の児童生徒を対象に、今年度より実施しています。申込後、参加は自由で、顔出しや声出しは求めません。各教科に関する授業や動画配信、AI型教材による自主学习、屋外からの中継等を行っています。オンライン上でのリアクションやチャットのやりとりを通して、子どもとのつながりを感じています。毎月、参加の様子を学校へ伝え、連携を行っています。

訪問型支援員派遣『こねくと』

家に閉じこもりがちな児童生徒等を対象に、支援員を自宅等に派遣し、子どもへ直接支援を行います。支援員は主に大学生で、週に1回、1時間程度、学校と相談した上で、子どもに合った学習や活動を行います。学校を通じて「子どもに笑顔が見られた」「大学生が来るのを楽しみにしている」という保護者からの声を聞いています。



スクールカウンセラー『相談センター』

今年度も夏休みに青少年相談室にて、スクールカウンセラーによる『相談センター』を開設しました。保護者からは、不登校や特性のある子どもへの対応相談が多くありました。休日を含めた時間外の相談のニーズの高さを感じています。保護者の声を聴く機会として、次回は冬休み前に開設します。



『こどもを語る会』

子どもの登校等に悩みをもつ保護者同士で語り合う会を、6月と10月に市民活動センター（スティック）で開催しました。参加者からは「同じ悩みをもつ方と話して気持ちが楽になった」等の声を聞いています。また、会の終わりに不登校支援の事業を紹介しています。今後も保護者の思いが出せる場として計画していきます。

昨年度、教職員向けに不登校支援の情報をまとめた『しじみボックス』を作成し、校務GWに格納しています。学校と連携しながら、今後も子どもの学びを止めない、関わり続けることを大事に取り組んでまいります。

COCOLOプラン心の小さなSOSの早期発見アプリ等による「心の健康観察」について

安来市派遣指導主事 竹田 政博



(出典：RYOBI 校支援学習帳)

安来市では、全国の傾向と同様、不登校やいじめの認知件数が増加する中、児童生徒のメンタルヘルスの悪化や、小さなSOS、学級変容などを教職員が察知し、問題が表面化する前から積極的に支援につなげ、未然防止（早期発見、早期支援）を図るため、一人一台端末を利用した「心の健康観察」を実施しています。一昨年度からの試行期間を経て、今年度の4月より、市内小中学校全学年で取組を始めました。

「心の健康観察」では、児童生徒が、上記にあるように今日の気持ちを「最低」「悪い」「普通」「良い」「最高」の中から選択するだけの簡易なもので、学年関係なく簡単に操作できる仕様となっています。また「SOS」ボタンもあり、子どもの困った状況をすぐに把握できるようになっています。

上記データは、管理職や担任等がすぐに共有することができ、蓄積されたデータとWEBQUとのデータを関連づけ、指導にあたることもできます。このアプリの活用で、早期発見・対応につながったケースも多くあります。

特別支援学級の授業づくりについて

松江市派遣指導主事 梅田 英樹

エスコでは、特別支援学級を担任する先生方に高めていただきたい力を主に「実態把握」、「授業づくり」、「学級経営」と考え、今年度の「特別支援学校・特別支援学級における授業づくり講座」は、「授業づくり」のあり方を中心に実施しました。

島根県立大学人間文化学部 保育教育学科准教授 水内 豊和 先生を講師として、「小・中学校における授業づくりにおいて大切にしたいこと ～発達の視点を踏まえて～」をテーマに、講座を開催しました。

<講座の概要>

- ・「肯定的な自己理解」・・・発達障がいのある子どもは、“がんばっているけど難しい”という実態がある。それゆえ、教員は子どもが得意なところにアクセスしてほしい。そして、子ども自身が前向きに、主体的に取り組もうとする姿を受け入れてほしい。
- ・「子ども本人の声、思考の流れ、思いを大切にする」・・・発達障がいがあるため、本人の声や思い、思考の流れが教員に理解されないことが少なくない。子どもの声をしっかり聞いて、思考の流れを理解しようとし、その子自身を大切にしようとする姿勢がととても大切である。
- ・「合理的配慮は、内容ではなく方法で支援する」・・・得てして、例えば「合理的配慮は拡大教科書で、タブレットで」と、どの子にも同じような内容で対応しがちだが、その子の実態に応じた使い方、いわゆる方法で支援する。

<参加者の感想より>

- ・子どもが学校に行きたくなる関係づくり、社会貢献に繋がる将来など、活かし考えていきたい。
- ・支援の方法を支える子どもの実態把握、教師の見方の大切さ（子どもへの愛情）が心に残った。
- ・その子の「wants」に目を向けていなかったことが分かり、ハッとさせられた。

来年度以降も、「実態把握」「学級経営」等をテーマに、水内先生の講座を開催する予定です。

特別支援教育における不登校支援の取組について

安来市派遣指導主事 吾郷 綾子

近年、全国的にも増加の一途を辿る不登校児童生徒数ですが、安来市においても、不登校への対応は喫緊の教育課題であり、不登校の未然防止と魅力ある学校づくりに取り組んでいます。不登校の背景には、発達障がいの影響が見られるケースも少なくなく、発達障がいについて正しく理解し、個々の障がいの特性に応じた適切な指導や必要な支援が重要となっており、特別支援教育の視点からも不登校支援の取組を実施しています。

8月2日【特別支援教育と生徒指導研修会】

「子どもの発達障がいと不登校

～支援の手がかりを探る～

講師 島根大学障がい学生支援室 山中智央先生

【参加者の感想より】

- ・不登校と特別支援教育は、やはり切り離すことができないと思いました。不登校を現象として捉え、根本的な子どもの困っていることを明らかにし、必要な支援をしていくことが大切だと思いました。
- ・子どもの特性や背景をしっかり捉え、不登校の背景に発達障がいも隠れていることも視野に入れ、支援を考えていくことが大切だとわかりました。演習では、様々な年代で考えを出しながらのワークのため、多様な視点を得ることができました。

【あすなる能義分室】

令和5年度より、学校に行きにくい状況にある児童生徒に対して、一対一での支援ができる「あすなる能義分室」をさらに開設しました。

一人一人の課題に応じた支援をすることによって、人と関わることができる楽しさや自信を持つことができるような活動の場を提供しています。



今後も学校と連携し、特別支援教育と生徒指導の両面から、不登校支援に取り組んでいきます。

「親学（楽）」の取組について

松江市派遣社会教育主事 川神 拓人・林 和博

親学プログラムは、島根県で家庭教育支援のプログラムとして開発された参加型学習の手法を用いた保護者向けのプログラムです。松江市では、参加した皆さんに楽しく体験していただきたいという思いで「学」を「楽」という字にしています。

「親としての役割」や「こどもとの関わり方」について対話を通して楽しく学ぶことで、親同士の関係づくりはもちろん、子育ての悩みや不安の軽減に役立つ「親楽」の今を紹介しています。また、松江市では親楽を支え、進行するファシリテーターの養成も年2回実施しています。詳しくは下の QR コードをチェックしてみてください。

コロナ禍でプログラムの実施や進行・支援役のファシリテーター養成の機会が減少していますが、アフターコロナの今「親同士のつながり」を求める動きが幼稚園・保育園、小学校や各種研修・懇談会で徐々に高まってきている傾向にあります。これに伴い、プログラムの実施回数や、ファシリテーター養成への希望者が増えてくと予想しています。

【小学校 PTA 研修で親楽】



保護者同士のつながりをつくりたいという思いで親楽を依頼する小学校 PTA や保育園がどんどん増えていっています。

【松江市主催おしゃべり広場】



普段は各種団体(保育園や小学校等)が主催する親楽を、広く多くの市民の皆さんに体験してもらおうと、松江市が主催する親楽です。

【親楽ファシリテーター養成講座】



ファシリテーターとしてプログラムを演習



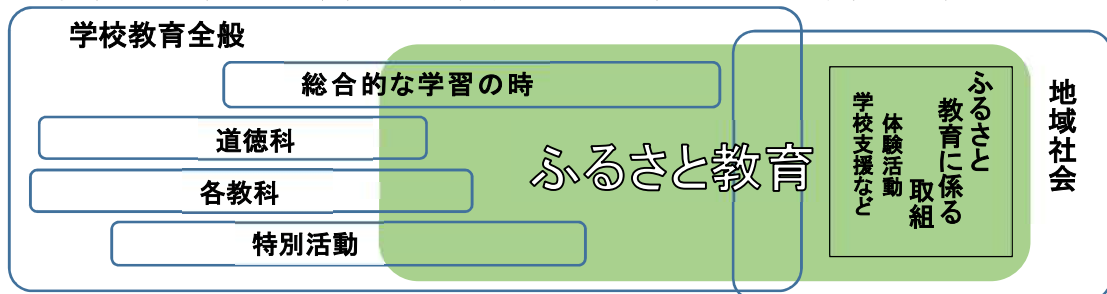
親楽ファシリテーター通信“F”で詳細を確認!!

安来市ふるさと教育研修会から

安来市派遣社会教育主事 高尾 康弘

安来市では、令和6年10月10日実施の担当者への研修会で以下のようなことを伝えました。

◇地域への愛着・誇り、貢献意欲、実行力、確かな学力を育むふるさと教育のフィールド



生活科の学習や総合的な学習の時間だけではなく、学校教育全般にふるさと教育がある。知識として知るだけでなく、そこに関わる人、自分たちに関わってくれる人の思いを知る・感じることを大切にすることが重要。

◇つけたい力などを発展的・系統的に考える

子どもの発達段階を考えて、無理なく計画すること。同じ題材であっても、つけたい力を学年によって発展的にすることも可能（小規模校での取組など）。教員の得意分野で取り上げる題材が年度によって変わることはあっても、つけたい力はその学校の系統性を守っていることが大事（総合的な学習の時間の考え方も同様）。自分の学年の計画だけでなく下の学年、上の学年、小学校、中学校のねらい・つけたい力を確認し、意識すること。

◇20時間以上の実施ということ

今までの35時間以上の計画を20時間にして報告することはもちろんOK。が、減らした分が実際にはなくしておらず実施している場合などは、次年度へつながっていくためにも何らかの方法で校内に記録が残っていることが大切。

9年間を意識してより効果的なふるさと教育の実施を！（全体の計画をちょっと見てみましょう！）学校教育全般にかかわる地域の方々とのつながりから、学ぶこと、感じる事がふるさと教育！

「子どもの権利条約」批准から30年 ～児童生徒への理解促進を図ろう～

人権教育推進員 野田 勝巳

子どもの権利条約は、18歳未満のすべての子どもの権利を守るために定められた条約で、1989年11月20日に開催された国連総会で採択されました。日本は、1994年4月22日批准国となりました。本年（2024年）は、その批准から30年という節目の年を迎えました。

子どもの権利条約「4つの原則」

子どもの権利条約は、前文、全54ヶ条から成り立っています。「差別されない権利（第2条）」「子どもの最善の権利（第3条）」「生きる権利と成長する権利（第6条）」「自由に意見をいう権利（第12条）」は、「4つの原則」と言われています。 ※（前文、全54ヶ条の「日本政府訳」「日本ユニセフ協会抄訳」は、インターネット検索でキーワード「子どもの権利条約」で、「子どもの権利条約・子どもの権利に関する条約（島根県教育委員会）」は、「子どもの権利条約 島根県」で取得できます。）

子どもの権利条約の理解促進

子どもの権利条約の理解促進については、下記のように書かれています。

- 「子どもの権利条約 第42条」には（日本政府訳）
 - ・締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。
- 「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）には（抜粋）
 - ・教職員が子ども権利条約について理解する。 ・子どもの権利条約の「4つの原則」を理解する。
 - ・子ども権利条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとって必須と言える。

子どもの権利条約の認知度

こども家庭庁が子どもを対象に2023年におこなった「児童の権利に関する条約の認知度等調査及び同条約の普及啓発方法の検討のための調査研究」によると「子どもの権利条約」の認知度は下記のとおりです。まだまだ知られていない実態が明らかになりました。

◆子どもの権利条約の認知度◆

	小学4～6年生	中学生
どんな内容かよく知っている	3.6%	3.8%
どんな内容かすこし知っている	10.0%	14.4%
名前だけ聞いたことがある	18.4%	25.0%
聞いたことがない	67.9%	56.8%

理解促進のための取組

子どもの権利条約では、大人のみならず、子どもに対しても同様に広く知らせることが条文にあります。各学校で子どもの権利についての学習が展開され、理解が深まることを願います。

<取組にあたって（例）>

- 子どもの権利条約について学習教材等を参考に学習展開を図る。
 - <参考学習教材>インターネット検索「ユニセフ・こども家庭庁共催キャンペーン」⇒「子どものけんりプロジェクト」⇒「子どもの権利条約」（※利用にあたっては、利用条件・FAQを確認してください）
- 学級の目標づくりや人権集会等の取組に子どもの権利条約の趣旨や内容を関連づける。
- 学校の図書館等に子どもの人権に関する書籍等を展示し閲覧できるようにする。